

(案)

文 書 番 号

年 月 日

川崎市文化財審議会会長 あて

川崎市教育委員会

委 員 長 名

川崎市重要歴史記念物の指定について（諮問）

このことについて、別添のとおり川崎市長 福田紀彦から指定申請書が提出されましたので、川崎市文化財保護条例第3条第2項の規定により、次の文化財の指定について、川崎市文化財審議会において御審議くださいますよう、諮問いたします。

川崎市重要歴史記念物 指定候補

名 称	員 数	年 代	所有者	所 在 地
鷲ヶ峰遺跡旧石器時代 出土品	一 括	旧石器時代	川崎市	川崎市中原区等々力1-2 川崎市市民ミュージアム

〔添付書類〕

「鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品」指定申請書（写）

指 定 申 請 書

平成28年1月26日

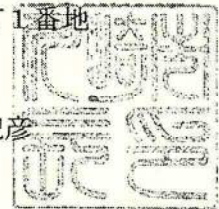
(宛先)川崎市教育委員会 御中

申請人

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

氏 名 川崎市

川崎市長 福田 紀彦



川崎市文化財保護条例第2条の規定により、川崎市重要歴史記念物の指定について次のとおり申請します。

<p>名 称</p>	<p>鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品</p>
<p>概 要</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>指定を申請する理由</p>	<p>鷺ヶ峰遺跡は、多摩川の支流である平瀬川の上流域に位置し、多摩丘陵（多摩Ⅰ面）の尾根上に立地する。遺跡周辺は、丘陵を開析する小規模な谷戸が数多く入り込み、瘦せ尾根状の地形をなす。遺跡の標高は最高部で97mを測り、遺跡北方及び南方の平瀬川や同支流との比高差は約30mである。第1地点と第2地点は尾根状に50m余りの距離を隔てて隣接している。旧石器時代の遺物は第1地点で立川ローム層最上部のソフトロームから9点の石器群、第2地点では34点の石器群が出土した（第Ⅰ文化層）。第2地点では、さらに下層のB4層から52点の石器群が出土した（第Ⅱ文化層）。 鷺ヶ峰遺跡の両地点から出土した石器群は前後2時期に及び、数量的には多くはないものの、それぞれ当該時期の特徴をよく表わしており、その出土状況とともに、川崎市域におけるナイフ形石器文化の前半期（第Ⅱ文化層）と後半期（第Ⅰ文化層）の生活を明らかにするうえで貴重な一括資料としてその学術的価値は高い。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>第1地点は、鷺ヶ峰遺跡発掘調査団（団長：金子皓彦）によって昭和56年7月25日から8月9日（試掘）と昭和56年9月17日から11月6日（本調査）の発掘調査が行われ、縄文時代の遺構・遺物と旧石器時代の遺物が発見された。 第2地点は稗原・1遺跡発掘調査団（団長：大川清）によって平成3年8月4日から9月25日（試掘）と平成3年10月14日から同4年1月14日（第1次本調査）・平成6年5月24日から9月10日（第2次本調査）と発掘調査が行われ、平安時代・縄文時代の遺構・遺物と旧石器時代の遺物が発見された。</p>
<p>※記 事</p>	<p>教育委員会受付 教育委員 月 日 文化財課 収 2016.1.26 第 号</p>

注 ※印欄は記入しないでください。

鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品 指定調書

所在地 川崎市中原区等々力1番2号 川崎市市民ミュージアム
 所有者 川崎市
 指定区分 川崎市重要歴史記念物(考古資料)
 年代 旧石器時代
 数量 一括

【内訳】

第1地点

(1) 第I文化層出土石器群

彫器	1点
微細な剥離痕のある剥片	5点
剥片	3点
<u>合計</u>	<u>9点</u>

第2地点

(1) 第I文化層出土石器群

ナイフ形石器	1点
彫器	1点
削器	3点
微細な剥離痕のある剥片	14点
剥片	14点
残核	1点
<u>合計</u>	<u>34点</u>

(2) 第II文化層出土石器群

ナイフ形石器	3点
削器	5点
二次加工のある剥片	3点
微細な剥離痕のある剥片	8点
剥片	32点
残核	1点
<u>合計</u>	<u>52点</u>

総計 95点

鷺ヶ峰遺跡は、多摩川の支流である平瀬川の上流域に位置し、多摩丘陵（多摩Ⅰ面）の尾根上に立地する（第1図）。遺跡周辺は、丘陵を開析する小規模な谷戸が数多く入り組み、平坦面が狭い痩せ尾根状の地形をなす。遺跡の標高は最高部で97mを測り、遺跡北方及び南方の平瀬川や同支流との比高差は約30mである。第1地点（川崎市宮前区菅生ヶ丘8061他）と第2地点（同区菅生ヶ丘2174）は、尾根上に50m余りの距離を隔てて隣接している（第2図）。

第1地点は、鷺ヶ峰遺跡発掘調査団（団長：金子皓彦）によって、昭和56年7月25日から8月9日（試掘）と昭和56年9月17日から11月6日（本調査）の発掘調査が行われ、縄文時代の遺構・遺物と旧石器時代の遺物が発見された。旧石器時代の遺物は、立川ローム層最上部のソフトローム（相模野台地のB1層に相当する）から9点の石器群が出土した（第Ⅰ文化層）。

第2地点は、稗原-1遺跡発掘調査団（団長：大川 清）によって、平成3年8月4日から9月25日（試掘）と平成3年10月14日から同4年1月14日（第1次本調査）及び平成6年5月24日から9月10日（第2次本調査）の発掘調査が行われ、平安時代・縄文時代の遺構・遺物と旧石器時代の遺物が発見された。旧石器時代の遺物は、第1地点と同じく、立川ローム層最上部のソフトローム（B1層）から34点の石器群が出土し（第Ⅰ文化層）、さらに、下層のB4層から52点の石器群が出土した（第Ⅱ文化層）。

鷺ヶ峰遺跡の両地点から出土した石器群は、前後2時期におよび、数量的にはけっして多くはないものの、それぞれ当該時期の特徴をよく現している。

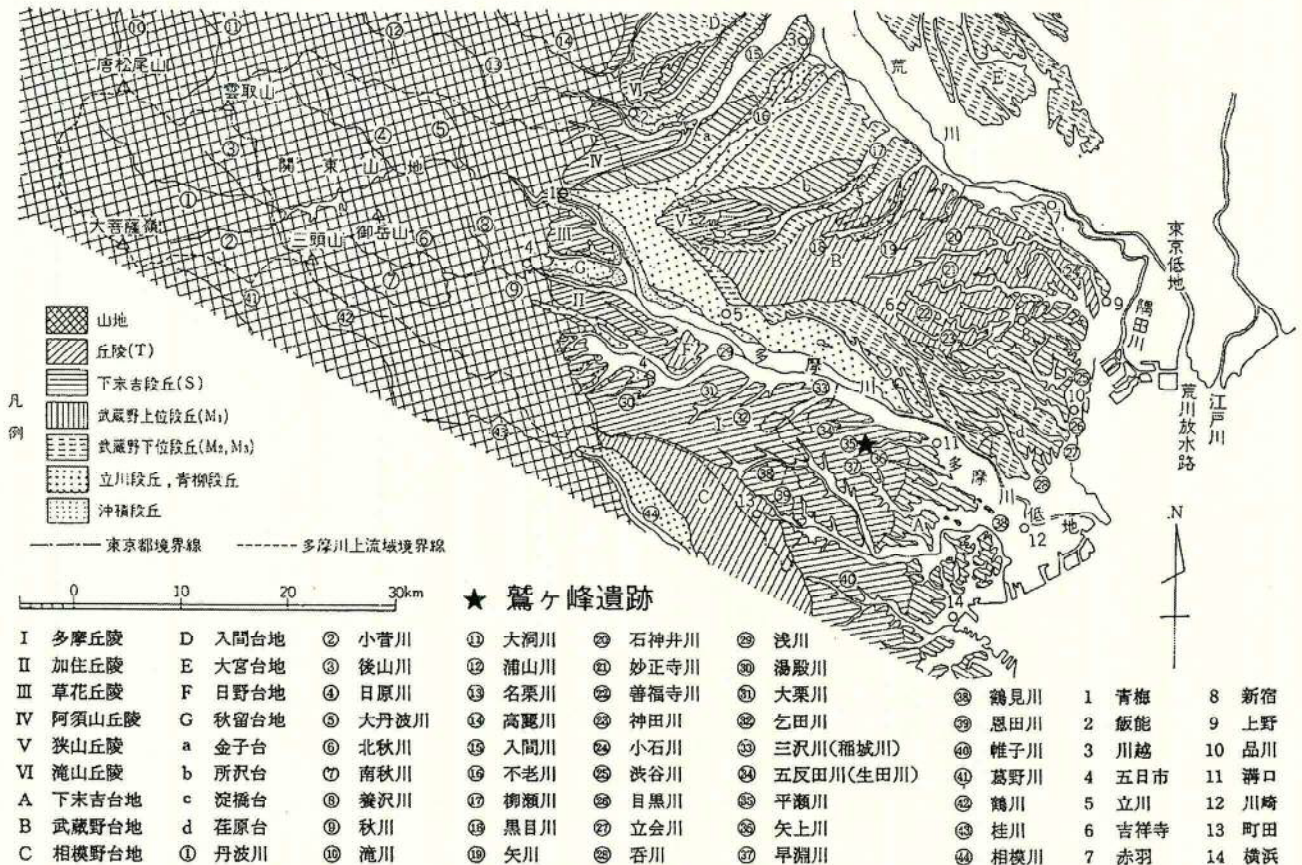
第Ⅰ文化層は、第1地点9点、第2地点34点の石器群からなり、その器種組成は、ナイフ形石器1、彫器2、削器3、微細な剥離痕のある剥片19、剥片17、残核1から構成される。これらの石器群の石材は、両地点とも珪質頁岩・頁岩・チャートから構成され、多摩川流域の遺跡に多くみられる石材構成である。おもな石器の特徴をみると、ナイフ形石器（第5図1）は、先端部を欠損しているが、珪質頁岩の石刃を素材とし、二側縁に急斜な調整剥離を行って左側縁上部を刃部とした茂呂型ナイフ形石器である。彫器（第3図1、第5図2）は、ともに珪質頁岩の縦長剥片を素材とし、素材打面近くの両側縁に抉入状の急斜な調整剥離を行った後に、左側から素材を横に断ち切るように剥離を行って彫刀面を作出した上ゲ屋型彫器である。削器（第5図3～5）は、石刃や剥片の縁辺に刃部を作出したもので、その調整剥離

は鋸歯状の剥離や微細な剥離など多様である。剥片は合計 36 点あるが、このうち半数以上の 19 点は縁辺に微細な剥離痕がみとめられ（第 3 図 2～5、第 6 図 6～9）、道具として使用されたことを示している。また、これらの加工された石器の素材や剥片の作出技術（剥片剥離技術）の特徴をみると、打面の転位や再生を頻繁に行って石刃を量産する「砂川型刃器技法」として捉えられ、上下及び両側面に打面を設定した痕跡を残す残核（第 6 図 10）からもその剥片剥離技術の特徴が窺える。こうした石器群の特徴は、相模野台地の B 1 層石器群に共通するもので、ナイフ形石器文化後半期の特徴をよく現している。次に、これらの石器群の性格については、その出土状態をみると、第 1 地点では近接した 2 箇所のブロック（第 4 図）、第 2 地点ではやはり近接した 3 箇所のブロック（第 7 図）をそれぞれ中心として少数の石器が散在しており、わずかな剥片製作の痕跡はみとめられるものの、短期間の滞在により、剥片や彫器・削器などを使用した作業場と理解される。しかも第 1 地点・第 2 地点が同時に残されたものではなく、おそらく多くの石器製作を行った拠点的な遺跡から、複数回にわたりこの地を訪れて作業を行った場所と推定され、遊動生活を中心としたこの時代の生活様式の一端をよく現している。

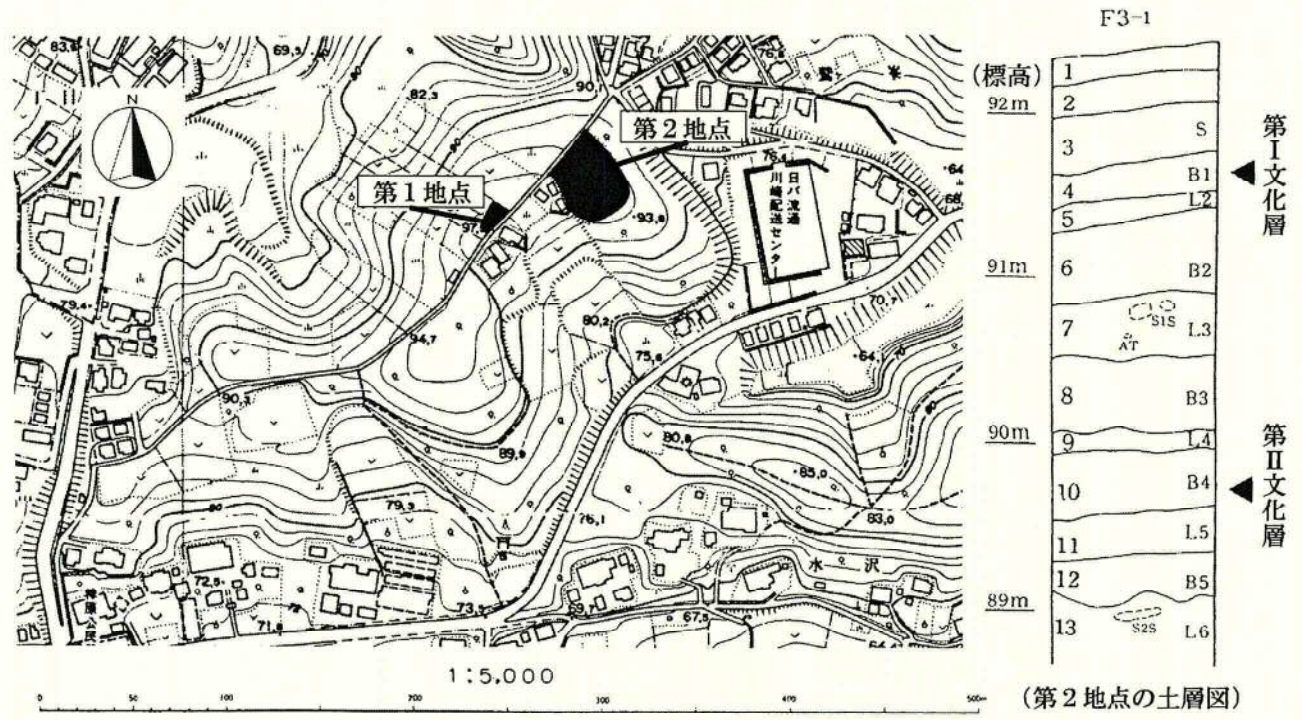
第 II 文化層は、第 2 地点 52 点の石器群であり、その器種構成は、ナイフ形石器 3、削器 5、二次加工のある剥片 3、微細な剥離痕のある剥片 8、剥片 32、残核 1 から構成される。石器群の石材は、チャート・頁岩・珪質頁岩・細粒凝灰岩・硬質細粒凝灰岩・ガラス質黒色安山岩・珪質岩・赤玉石（碧玉）・黒曜石と、多種の石材から構成されるが、数量的には、多摩川の石材と考えられるチャートと珪質頁岩が多くを占める。おもな石器の特徴をみると、3 点のナイフ形石器は、黒曜石の横長剥片を素材としたペン先形を呈する基部加工の石器（第 8 図 1）、珪質岩の石刃を素材とした基部加工の石器（第 8 図 2）、ガラス質黒色安山岩の横長剥片を素材とした台形状を呈する石器（台形様石器、第 8 図 3）である。また、剥片の側縁等に調整剥離を行った削器（第 8 図 7・8）や、部分的で不規則な加工を行った二次加工のある剥片（第 8 図 4）、微細な剥離痕のある剥片（第 8 図 5・6、第 9 図 9～11）など道具として使用された石器が数多くみとめられる。これらの加工された石器の素材や剥片の作出技術（剥片剥離技術）の特徴をみると、珪質岩や硬質細粒凝灰岩を石材とした石刃を連続剥離する剥片剥離技術と、チャートや珪質頁岩などを石材とした 90 度あるいは 180 度の打面転位を頻繁に行って寸詰まりの剥片や横長剥片を剥離する剥片剥離技術がみとめられる。こう

した石器群の特徴は、刃部磨製の石斧こそみとめられないものの、相模野台地のB4層石器群や武蔵野台地のIX層石器群と共通しており、ナイフ形石器文化前半期の特徴をよく現している。次に、これらの石器群の性格については、その出土状態をみると、近接した3箇所ブロックから少数の石器と礫が出土しており(第10図)、一部のブロックでは剥片剥離など石器製作を行った痕跡を示すものの、おもに削器や剥片などを使用した作業を行った場と推定される。この石器群が残された時代では、複数の集団が一箇所に集合して生活を行った環状ブロック群が特徴的にみとめられ、その一方では集合した集団が分散して小規模な遺跡を残す、離合集散の生活を行っていたと推定されている。この遺跡はこうした集団が分散して残された遺跡と理解される。

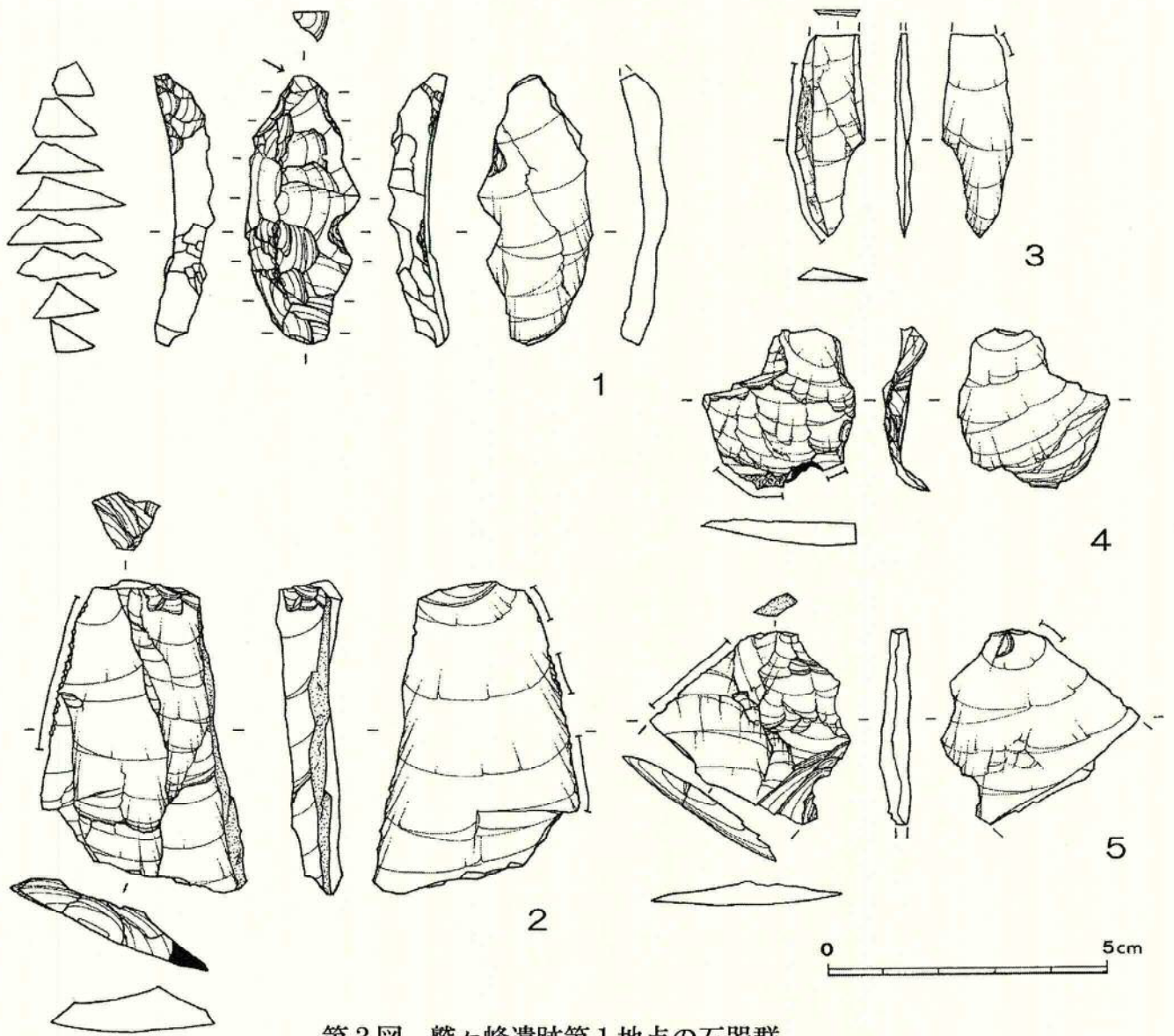
以上のように、鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品は、その出土状況とともに、川崎市域におけるナイフ形石器文化の前半期(第II文化層)と後半期(第I文化層)の生活を明らかにするうえで貴重な一括資料として、その学術的価値は高い。



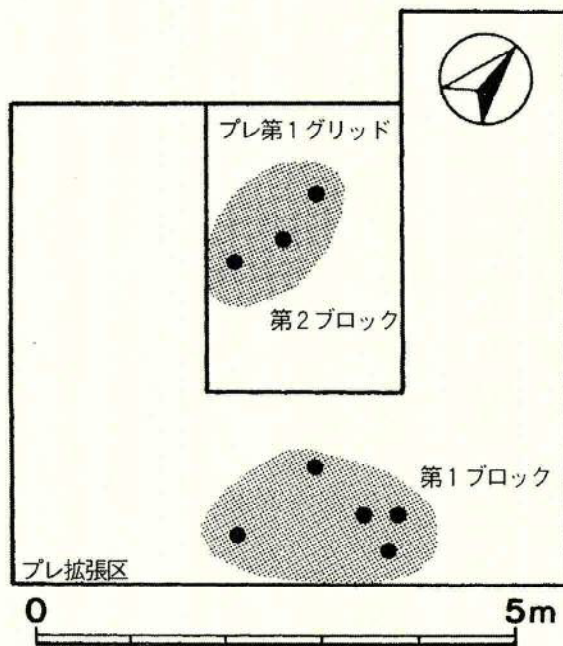
第1図 鷲ヶ峰遺跡の位置と地形



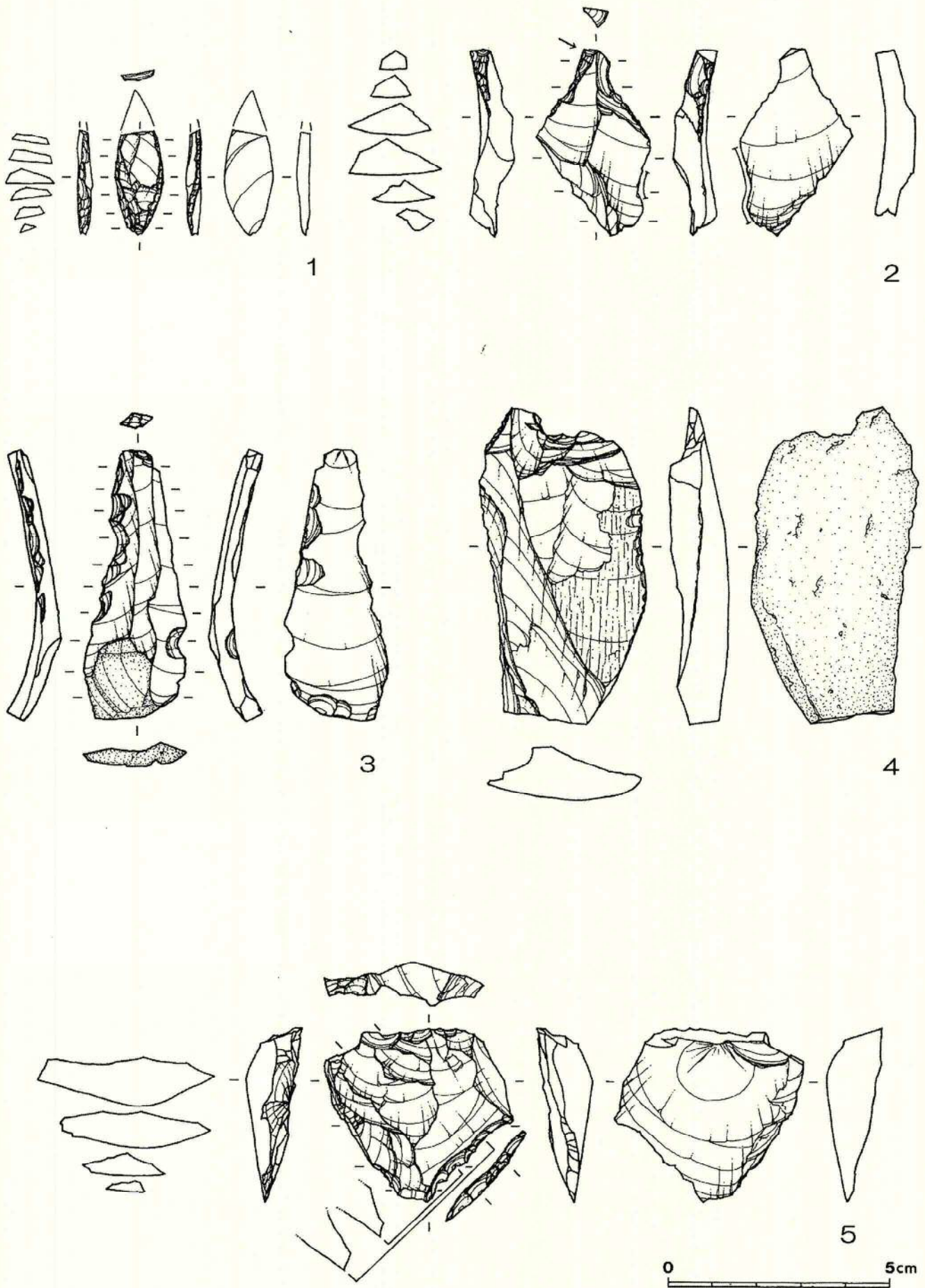
第2図 鷲ヶ峰遺跡の地点と地形層位



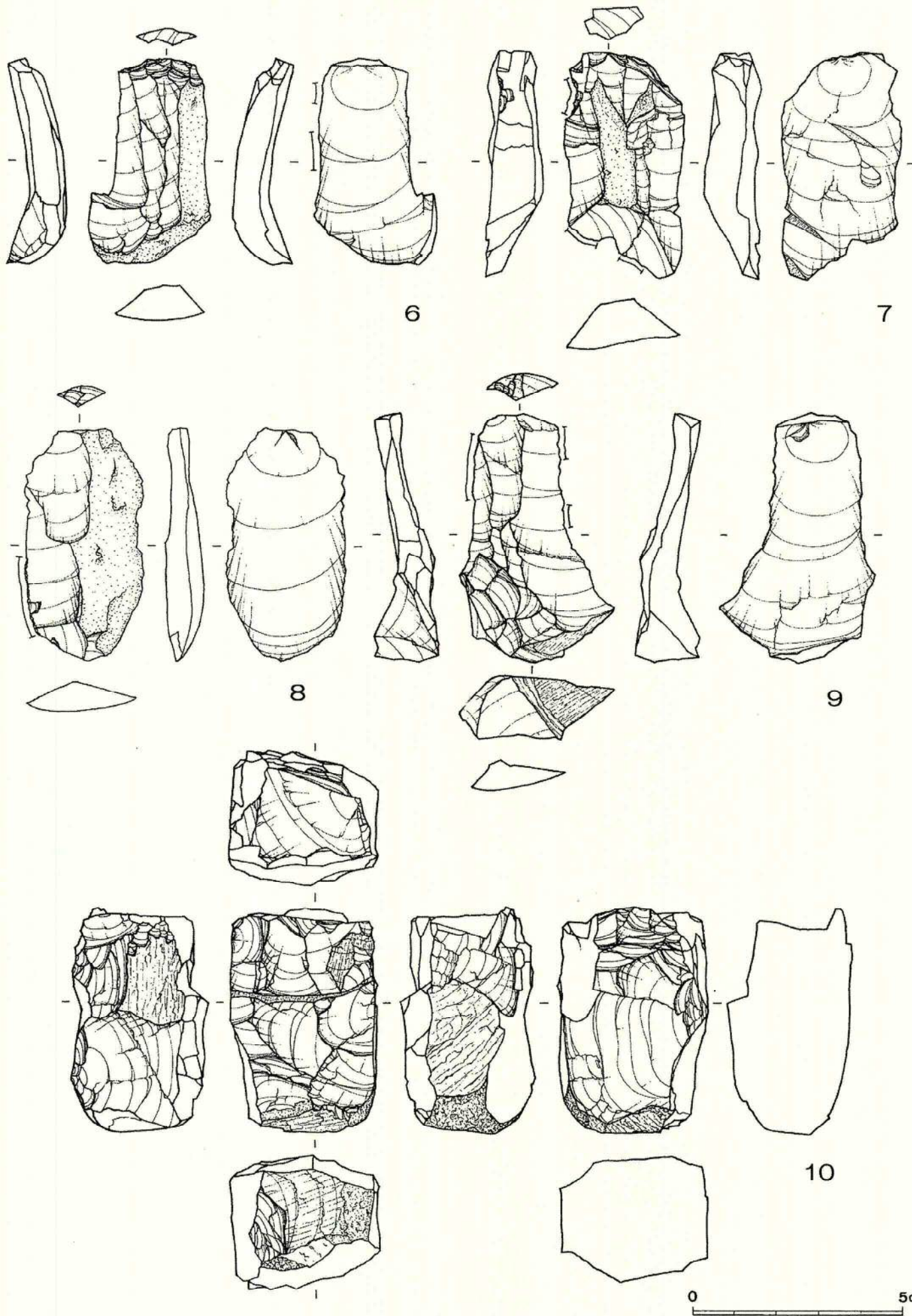
第3図 鷺ヶ峰遺跡第1地点の石器群



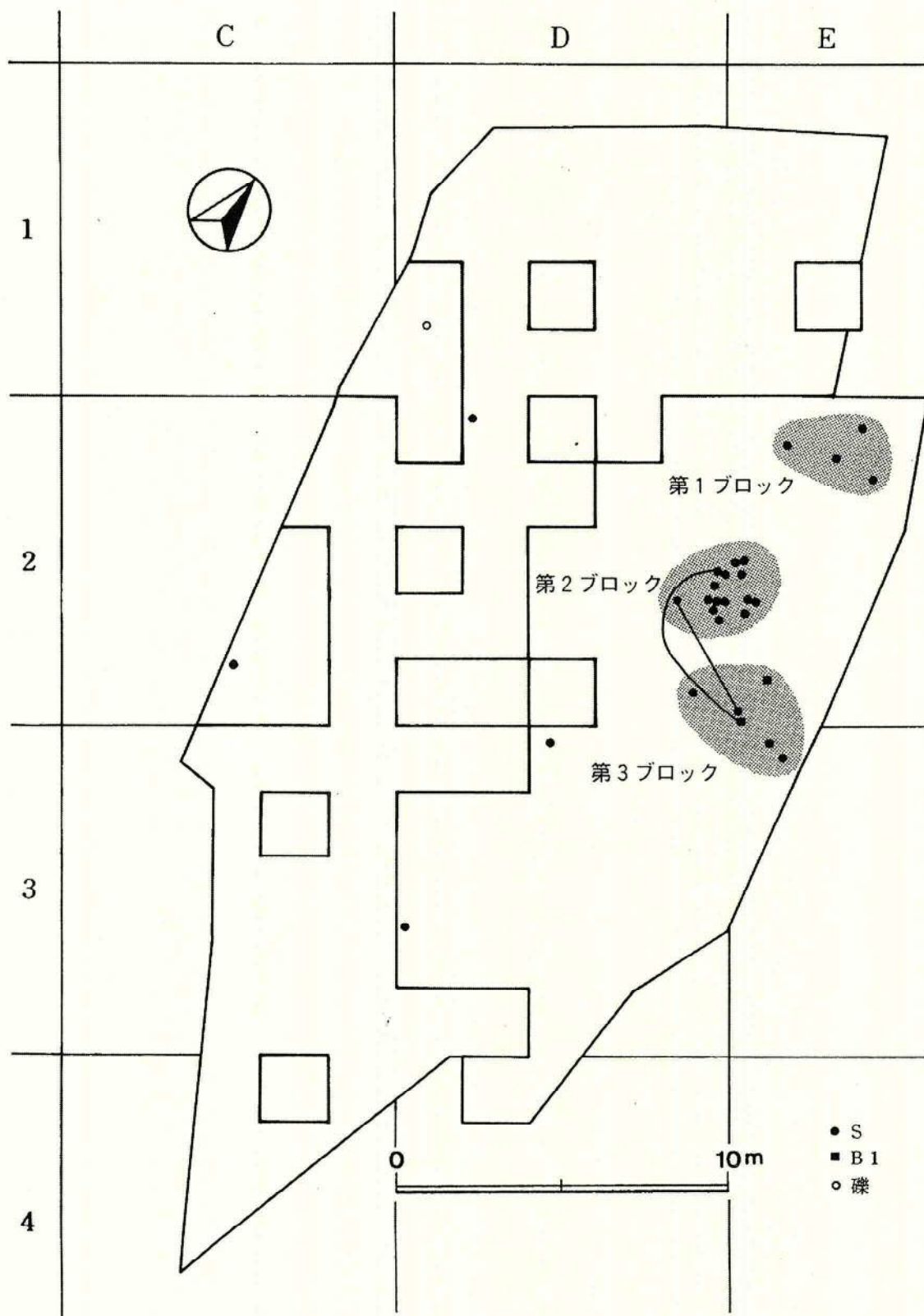
第4図 鷺ヶ峰遺跡第1地点石器群の分布



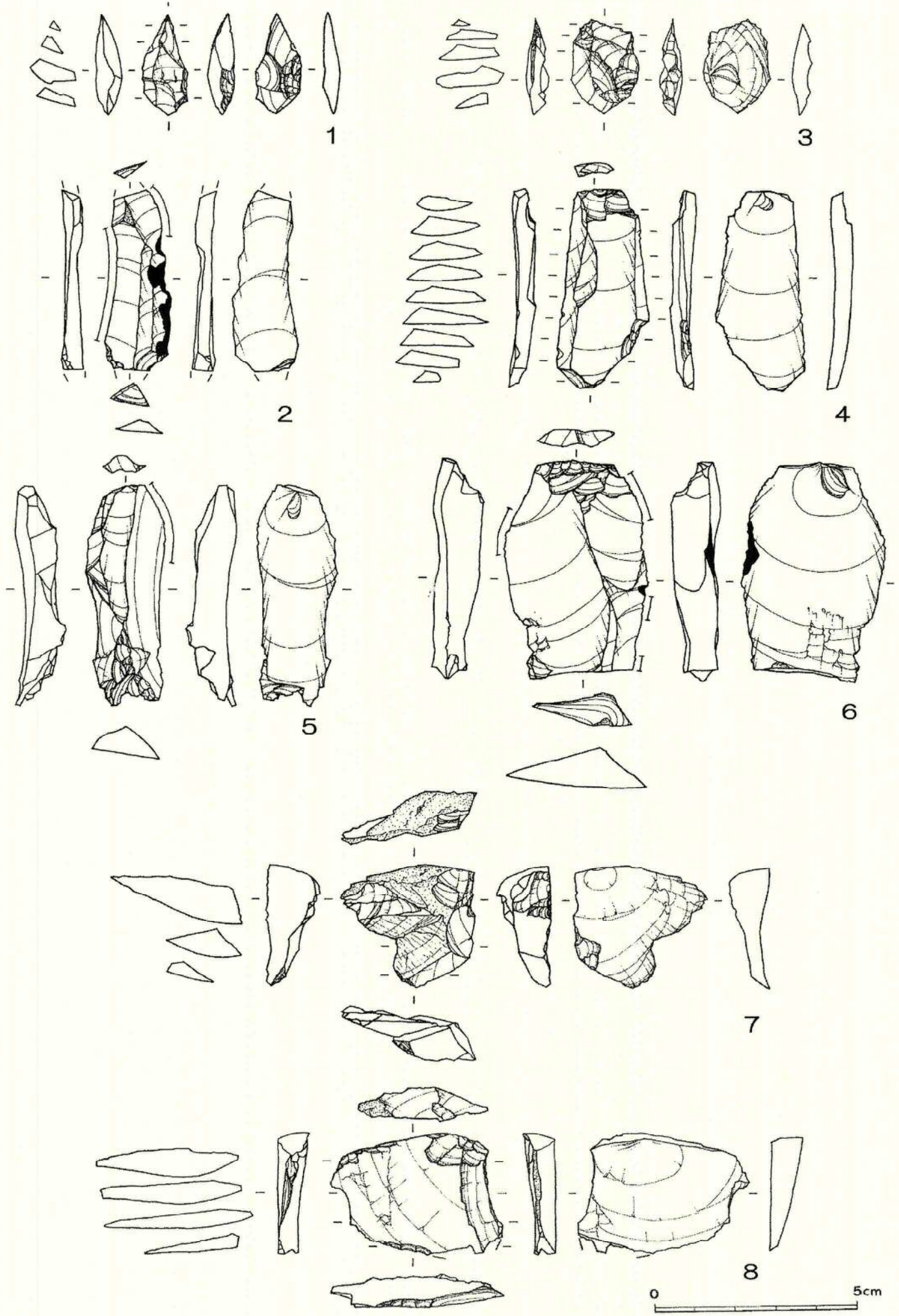
第5図 鷺ヶ峰遺跡第2地点第I文化層の石器群(1)



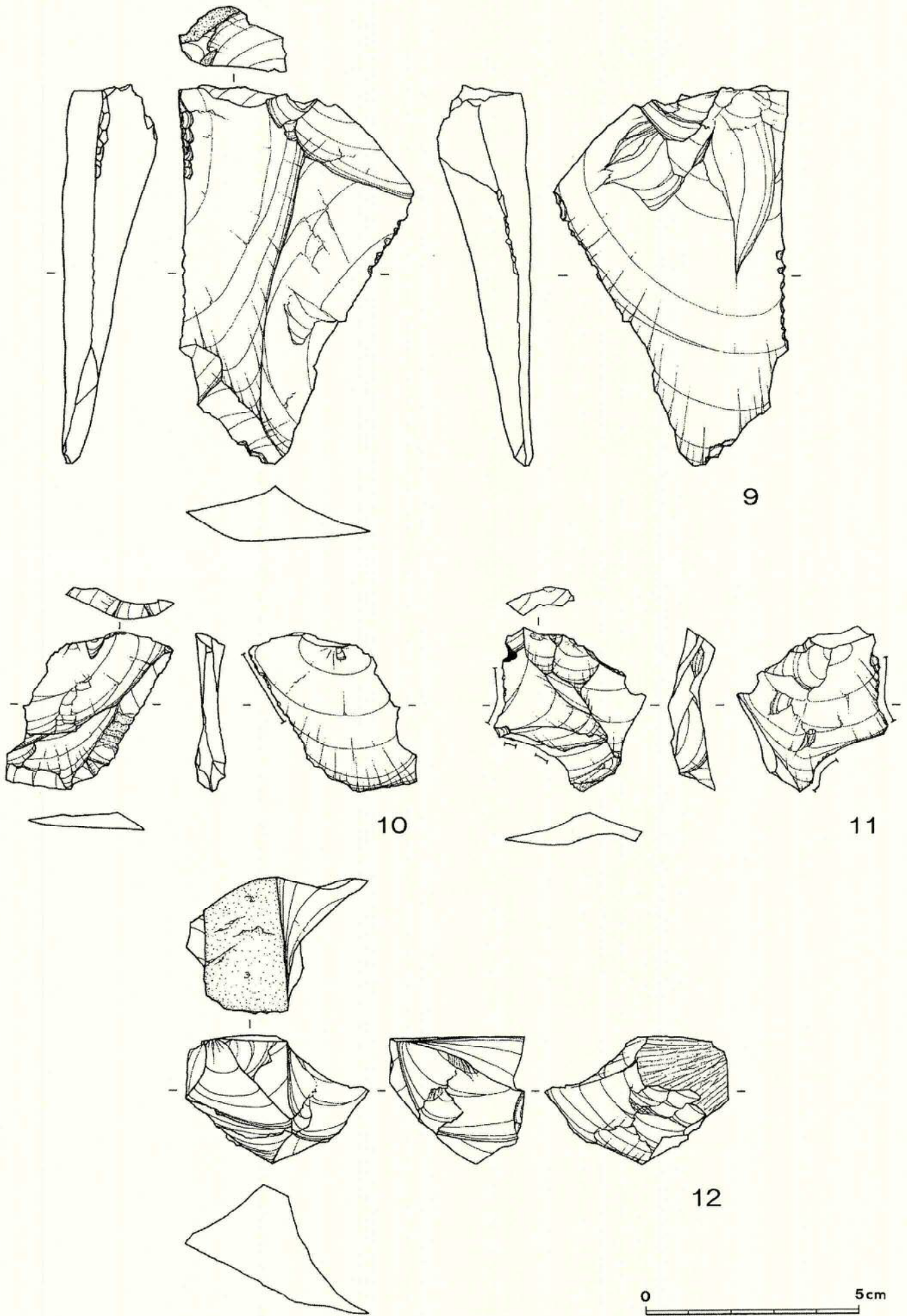
第6図 鷲ヶ峰遺跡第2地点第I文化層の石器群(2)



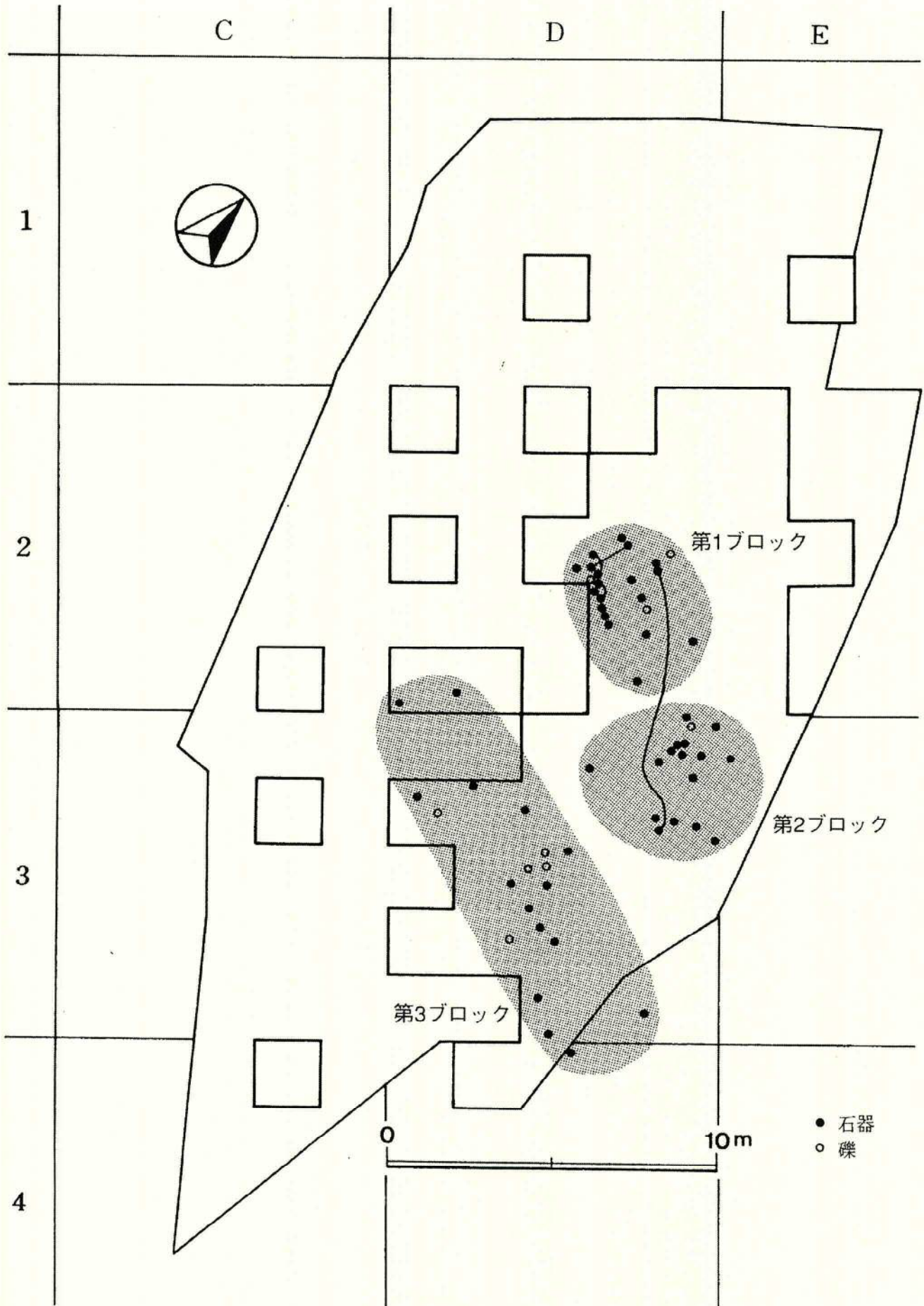
第7図 鷺ヶ峰遺跡第2地点第I文化層石器群の分布



第8図 鷺ヶ峰遺跡第2地点第II文化層の石器群(1)



第9図 鷺ヶ峰遺跡第2地点第Ⅱ文化層の石器群(2)



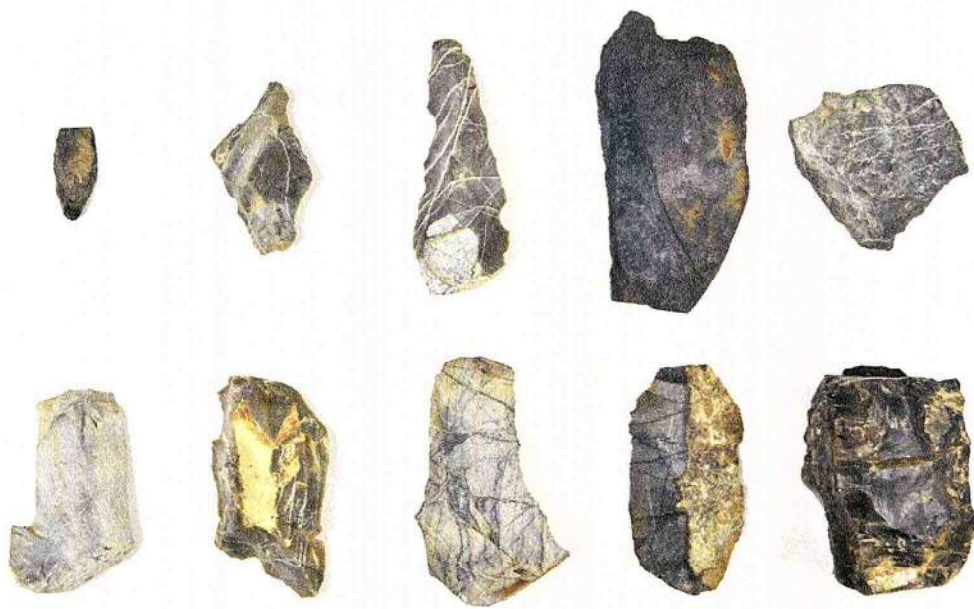
第10図 鷺ヶ峰遺跡第2地点第II文化層石器群の分布

鷲ヶ峰遺跡旧石器出土品写真①



第1地点出土石器

鷺ヶ峰遺跡旧石器出土品写真②



第2地点 第I文化層出土品



第2地点 第II文化層出土品

わしがみねいせききゅうせつきじだいしゅつどひん
「鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品」の市重要歴史記念物の指定の諮問について

1 文化財の指定について

文化財は、文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）第3条により「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」と規定されており、地方自治体においては地域の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財を指定し、保存及び活用を図っている。

2 川崎市文化財保護条例の「指定」について

川崎市文化財保護条例（昭和34年8月3日 条例第24号）

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は県が指定する文化財以外の文化財で特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財として指定することができる。

(1) 市重要歴史記念物

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典跡、古文書その他有形の文化的所産で価値の高いもの、又は考古資料として重要なもの

(2)～(6) 略

●教育委員会では、これまでに市内の遺跡から出土した考古資料のうち、本市の歴史を解明する上で重要なものについて、順次市重要歴史記念物に指定をしてきた。（参考資料「川崎市重要歴史記念物考古資料 一覧」のとおり）

3 指定の申請

川崎市文化財保護条例施行規則（昭和34年9月22日 教委規則第2号）

第2条 条例第2条による指定を受けようとする者は、指定申請書に最

近の写真その他必要な書類を添えて川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- 上記の規定に基づき、鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品について川崎市長福田紀彦から平成28年1月 日付けで指定申請書が提出された。

4 教育委員会から文化財審議会への諮問

川崎市文化財保護条例

第3条 教育委員会に川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2 審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。

- 鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品の市重要歴史記念物の指定について、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、川崎市文化財審議会に諮問する。

【1ページ 諮問書（案）】

- 川崎市文化財審議会の委員は、現在、文化財各分野の専門家10名で構成されている。

5 今後の手続きについて

- ①文化財審議会における文化財指定の審議および答申
- ②教育委員会における指定の決定、告示、所有者への通知

川崎市文化財保護条例

第7条 教育委員会は、第2条の規定による指定、認定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示するとともに所有者又は保持者に通知しなければならない。

【参考資料】

川崎市重要歴史記念物考古資料 一覧

(平成28年1月1日現在)

市指定文化財110件（建造物18、 絵画32、 彫刻19、 工芸1、 書跡2、 典籍1、 古文書10、 考古資料15、
無形民俗文化財2、 民俗資料8、 史跡1、 天然記念物1）

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	歴史記念物	板碑	1基	S39. 10. 20	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
2	歴史記念物	板碑	1基	S63. 11. 29	高津区久末375	妙法寺	考古資料
3	歴史記念物	有馬古墓群後谷戸グループ古 墓出土火葬骨蔵器 附 坏 19箇	3組3箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
4	歴史記念物	有馬古墓群台坂上グループ古 墓出土火葬骨蔵器 附 簪状骨製品 1本	3組7箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
5	歴史記念物	生田古墓群生田8601番地古墓 出土火葬骨蔵器 附 鹿角製刀子柄 1本	2組4箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
6	歴史記念物	生田古墓群鴛鴦沼古墓出土火 葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
7	歴史記念物	菅生古墓群長沢1822番地古墓 出土火葬骨蔵器	2組4箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
8	歴史記念物	野川古墓群野川南耕地A地点 古墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚 鉄釘 13本	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
9	歴史記念物	稗原古墓群A地点古墓出土火 葬骨蔵器 附 和銅開寶 1枚	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
10	歴史記念物	細山坂東谷古墓出土火葬骨蔵 器 附 鉄板状製品 1枚 簪状骨製品 2本	4組9箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
11	歴史記念物	无射志国荏原評銘文字瓦	1点	H15. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
12	歴史記念物	万福寺遺跡群縄文時代草創期 出土品	一括	H20. 4. 22	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
13	歴史記念物	宿河原縄文時代低地遺跡出土 品	一括	H21. 4. 28	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
14	歴史記念物	下原遺縄文時代後・晩期出土 品	一括	H22. 4. 27	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料
15	歴史記念物	梶ヶ谷神明社上遺跡出土品	一括	H23. 6. 14	中原区等々力1-2（市民ミュージアム）	川崎市	考古資料